

## 遺言書を作成しておくべき場合

### （1）子どものいない夫婦の場合

夫（妻）の兄弟姉妹には、遺留分がありません。遺言者が無いにもかかわらず、遺言書が残されてなかつたために、法定相続によって、夫（妻）の相続財産が夫（妻）の兄弟姉妹に取得されてしまうことがあります。これでは、せっかく夫婦で築きあげてきた財産を、遺言書が無かったがために、険悪な関係にある（妻）の兄弟姉妹によって相続財産を奪われてしまうといった事態になりかねません。このような事態を避けるために、**あらかじめ遺言書で相続分を指定**しておけば、険悪な関係にある夫（妻）の兄弟姉妹に相続財産を取得させることができなくなり、配偶者の方である夫（妻）が、（妻）の相続財産を取得することができます。

### （2）相続開始後の紛争を回避したい

相続人が遺産分割協議を行うことがあります。相続人間で仲良く合意できれば問題無いのですが、相続開始後において、「私は療養看護の世話をしてきたから、他の人より遺産を多くもらう権利がある」といったことを主張する相続人が出現した場合、遺産分割協議が進行しないことが見込まれます。このため、あらかじめ遺言書において、財産分与しておくことで、残された相続人がもめないようにすることにより、相続開始後の遺産分割協議を予防することにもなります。

### （3）相続財産を具体的に指定したい

遺言書がなければ法定相続にしたがうことになりますが、特定の相続人には相続財産を多めに与えたいといったことや、少なめにしたいといった感情論があります。そのような場合、遺言書で相続分を指定しておけば、相続人の相続財産の配分調整することができます。



### （4）相続人以外の人に相続財産を渡したい

事実婚関係にある人がいる場合、事実婚はあくまで事実婚であり、法律婚でないことから法定相続人になることはできないため、法定相続にしたがうと、事実婚関係にあるというだけで、相続人から外されてしまうことになりますが、遺言書によって、事実婚の相手方にも相続財産を残すことが可能となります。なお、相続ではなく、遺贈形式にすれば、懇意にしている人であったり、また、親睦団体にも相続財産を相続財産を譲渡することもできます。

### （5）相続人に未成年者がいらっしゃる

未成年者は、社会人としての経験が不足しており、未成年者のかわりになってくれる未成年後見人を指定しておくことになります。遺言書がない場合、家庭裁判所が未成年後見人を選任することになりますが、信頼できる人を、後見人として遺言書により指定しておくこともできます。なお、未成年後見人の方が相続人でもある場合、その人は遺産分割協議等に参加することはできないため、特別代理人が選任されることになります。

